Guidebook

＼基本報酬・加算・減算を解説／

やさしくわかる！就労継続支援B型の報酬

・B型の報酬のしくみ …… 03
・B型の基本報酬 …… 11
・B型の加算 …… 23
・B型の減算 …… 30
・スムーズに請求するポイント …… 33

りたりこ
LITALICO 仕事ナビ

はじめに

就労継続支援B型事業の利益となるのが「障害福祉サービスの報酬」です。この資料ではB型の報酬の仕組みをわかりやすく解説するとともに、全種類の加算・減算を紹介しています。

管理者や請求担当者の方はもちろん、開業前の情報収集や職員の方への研修にも、ぜひお役立てください。

※ 本資料は制作時点の情報に基づいています。
※ ポイントとなる部分を一般的な解釈に基づき解説しています。各自治体の条例やローカルルール、関連法規のすべてを網羅するものではありませんので、本資料と併せて必 ず指定権者および関係行政の最新情報をご確認ください。
※ 株式会社LITALICOの許可なく、本資料をお客様以外の第三者への提示、複製、加工、配布、譲渡することは固く禁じられています。

© LITALICO Inc.

B型の報酬のしくみ

© LITALICO Inc.

B型の収益構造

B型の売り上げには2種類ある

就労継続支援B型事業の売り上げには**「障害福祉サービスの報酬」と「生産活動の売り上げ」の2種類**が存在します。この2つは会計処理を分ける必要があります。

障害福祉サービスの報酬

利用者へのサービス提供の対価として事業所が受け取るもので**事業所の利益になります。**また障害福祉サービス事業としての経費（職員の人件費や家賃など）は、こちらから支払います。



この資料ではこちらを解説しています！

生産活動の売り上げ

B型事業所では、生産活動（仕事）を通じて利用者のスキルアップを支援します。生産活動の売り上げは、**生産活動の経費や要件を満たす積み立てを除き、すべて工賃として利用者に支払います。**そのため事業所の直接的な利益にはなりません。



Check!

工賃とは

生産活動の対価として事業所が利用者に支払う賃金のようなものです。雇用契約に基づくものではないため、賃金と区別して「工賃」と呼ばれます。なお、**工賃は原則として障害福祉サービスの報酬から支払うことはできません。**

© LITALICO Inc.

障害福祉サービスの報酬

障害福祉サービスの報酬の流れ

B型事業所は利用者と利用契約を結び、サービスを提供することで障害福祉サービスとしての報酬を受け取ります。報酬の大部分は訓練等給付費（給付金）として**国保連（※）を介して市町村から支払われます**が、利用者の前年の収入によっては利用者にも一部負担金が発生します。

※ 国保連…国民健康保険団体連合会

報酬の基礎用語

- **基本報酬**　1人の利用者に1日サービス提供をすると得られ、報酬の大部分を占めます。
- **加算**　要件を満たすことで基本報酬と別に得られる、上乗せ分です。
- **減算**　事業所が指定基準（※）を満たさない状態が減算の要件に該当すると、報酬が減額になります。

※ 障害福祉サービスの指定を受ける就労継続支援B型事業所が満たすべき運営・設備・人員に関する基準

Check!

報酬改定とは

障害福祉サービスの報酬は、**3年ごとに大きな改定**が実施されます。直近の大きな報酬改定は2024（令和6）年4月に行われました。**次回は2027（令和9）年に予定されています。**

© LITALICO Inc.

報酬の計算方法

報酬の計算方法

障害福祉サービスの報酬は、具体的な金額ではなく「単位」で定められています。1単位の単価は事業所所在地の地域区分ごとに異なります。報酬の具体的な金額は、算定する単位数に1単位の単価をかけて算出します。

算定する単位数 × 地域区分ごとの単価 ＝ 報酬金額

基本報酬の計算例

● 事業所の情報（大阪市、就労継続支援B型）

- 定員 … 20人
- 基本報酬の単位数 … 利用者1人につき、1日あたり590単位（※）
  ※「就労継続支援B型サービス費Ⅰ(１)(八)」を算定
- 地域区分 … 2級地（大阪市）
- 1単位あたりの単価 … 10.91円（就労継続支援B型/2級地）

● 利用者1人が1日利用した場合の報酬額

590単位 × 10.91円 ＝ 6,436円（端数切り捨て）

● 定員に対する利用率が90%（1日18人利用）で、月の営業日が22日だった場合の1か月の基本報酬総額

6,436円 × 18人 × 22日 ＝2,548,656円

© LITALICO Inc.

地域区分を調べよう

1単位の単価は、事業所所在地の地域区分ごとに定められています。まずは事業所所在地の地域区分を調べてみましょう。**記載がない地域の地域区分は「その他」になります。**

地域区分（障害者サービス）

北海道	**【7級地】**札幌市
宮城県	**【6級地】**仙台市 / 多賀城市
茨城県	**【4級地】**牛久市**【5級地】**取手市 / つくば市 / 水戸市 / 日立市 / 土浦市 / 石岡市 / 龍ケ崎市 / 守谷市 / かすみがうら市 **【6級地】**古河市 / 利根町**【7級地】**ひたちなか市 / 那珂市 / 結城市 / 下妻市 / 常総市 / 笠間市 / 筑西市 / 坂東市 / 稲敷市 / 桜川市 / つくばみらい市 / 小美玉市 / 河内町 / 八千代町 / 五霞町 / 境町 / 大洗町 / 阿見町 / 東海村
栃木県	**【6級地】**宇都宮市 / 野木町**【7級地】**栃木市 / 鹿沼市 / 日光市 / 小山市 / 真岡市 / 大田原市 / さくら市 / 下野市 / 壬生町
群馬県	**【6級地】**高崎市**【7級地】**前橋市 / 伊勢崎市 / 太田市 / 渋川市 / 榛東村 / 吉岡町 / 玉村町
埼玉県	**【3級地】**さいたま市 / 和光市**【4級地】**志木市**【5級地】**朝霞市 / 川口市 / 草加市 / 戸田市 / 新座市 / 八潮市 / ふじみ野市**【6級地】**川越市 / 行田市 / 所沢市 / 加須市 / 東松山市 / 春日部市 / 狭山市 / 羽生市 / 鴻巣市 / 上尾市 / 越谷市 / 蕨市 / 入間市 / 桶川市 / 久喜市 / 北本市 / 富士見市 / 三郷市 / 蓮田市 / 幸手市 / 鶴ヶ島市 / 吉川市 / 白岡市 / 飯能市 / 坂戸市 / 伊奈町 / 三芳町 / 宮代町 / 杉戸町 / 松伏町**【7級地】**熊谷市 / 深谷市 / 日高市 / 毛呂山町 / 越生町 / 滑川町 / 嵐山町 / 川島町 / 吉見町 / 鳩山町 / ときがわ町 / 寄居町
千葉県	**【3級地】**千葉市 / 成田市 / 浦安市 **【4級地】**船橋市 / 習志野市 / 印西市**【5級地】**市川市 / 松戸市 / 佐倉市 / 市原市 / 四街道市 / 八千代市 / 袖ヶ浦市 / 栄町**【6級地】**木更津市 / 野田市 / 茂原市 / 柏市 / 流山市 / 我孫子市 / 鎌ケ谷市 / 白井市 / 酒々井町**【7級地】**東金市 / 君津市 / 富津市 / 八街市 / 富里市 / 山武市 / 大網白里市 / 長柄町 / 長南町
東京都	**【1級地】**特別区**【2級地】**調布市 / 町田市 / 狛江市 / 多摩市**【3級地】**八王子市 / 武蔵野市 / 三鷹市 / 府中市 / 小金井市 / 小平市 / 日野市 / 国分寺市 / 国立市 / 福生市 / 清瀬市 / 稲城市 / 西東京市 / 青梅市 / 東村山市 / 東久留米市**【4級地】**立川市 / 昭島市 / 東大和市**【5級地】**羽村市 / あきる野市 / 日の出町**【6級地】**武蔵村山市 / 奥多摩町 / 瑞穂町 / 檜原村

© LITALICO Inc.

地域区分を調べよう

記載がない地域の地域区分は「その他」です。

神奈川県	【2級地】横浜市 / 川崎市【3級地】鎌倉市 / 厚木市【4級地】相模原市 / 横須賀市 / 藤沢市 / 逗子市 / 三浦市 / 海老名市【5級地】平塚市 / 小田原市 / 茅ヶ崎市 / 大和市 / 伊勢原市 / 座間市 / 綾瀬市 / 葉山町 / 寒川町 / 愛川町【6級地】秦野市 / 大磯町 / 二宮町 / 中井町 / 清川村【7級地】南足柄市 / 箱根町 / 山北町
新潟県	【7級地】新潟市
富山県	【7級地】富山市
石川県	【7級地】金沢市 / 内灘町
福井県	【7級地】福井市
山梨県	【7級地】甲府市 / 南部町
長野県	【7級地】長野市 / 松本市 / 上田市 / 岡谷市 / 飯田市 / 諏訪市 / 伊那市 / 塩尻市 / 下諏訪町
岐阜県	【6級地】岐阜市【7級地】大垣市 / 高山市 / 多治見市 / 関市 / 美濃加茂市 / 各務原市 / 可児市
静岡県	【6級地】静岡市【7級地】沼津市 / 御殿場市 / 浜松市 / 三島市 / 富士宮市 / 島田市 / 富士市 / 磐田市 / 焼津市 / 掛川市 / 藤枝市 / 袋井市 / 裾野市 / 湖西市 / 函南町 / 清水町 / 長泉町 / 小山町 / 川根本町 / 森町
愛知県	【3級地】名古屋市 / 刈谷市 / 豊田市【5級地】知立市 / 豊明市 / みよし市【6級地】岡崎市 / 一宮市 / 瀬戸市 / 春日井市 / 津島市 / 碧南市 / 安城市 / 西尾市 / 江南市 / 稲沢市 / 大府市 / 尾張旭市 / 岩倉市 / 日進市 / 愛西市 / 北名古屋市 / 弥富市 / あま市 / 長久手市 / 東郷町 / 大治町 / 蟹江町 / 清須市 / 豊山町 / 飛島村【7級地】知多市 / 豊橋市 / 半田市 / 豊川市 / 蒲郡市 / 犬山市 / 常滑市 / 小牧市 / 新城市 / 東海市 / 高浜市 / 田原市 / 大口町 / 扶桑町 / 阿久比町 / 東浦町 / 幸田町 / 設楽町 / 東栄町 / 豊根町
三重県	【6級地】津市 / 四日市市 / 桑名市 / 鈴鹿市 / 亀山市【7級地】名張市 / いなべ市 / 伊賀市 / 木曽岬町 / 東員町 / 菰野町 / 朝日町 / 川越町
滋賀県	【5級地】大津市 / 草津市 / 栗東市 【6級地】彦根市 / 守山市/ 甲賀市【7級地】長浜市 / 近江八幡市 / 野洲市 / 湖南市 / 高島市 / 東近江市 / 米原市 / 日野町 / 竜王町

© LITALICO Inc.

地域区分を調べよう

記載がない地域の地域区分は「その他」です。

京都府	**【5級地】**京都市 / 長岡京市**【6級地】**宇治市 / 亀岡市 / 城陽市 / 向日市 / 八幡市 / 京田辺市 / 木津川市 / 大山崎町 / 久御山町 / 精華町**【7級地】**井手町
大阪府	**【2級地】**大阪市**【3級地】**守口市 / 大東市 / 門真市**【4級地】**豊中市 / 池田市 / 吹田市 / 高槻市 / 寝屋川市 / 箕面市 / 四條畷市**【5級地】**堺市 / 枚方市 / 茨木市 / 八尾市 / 松原市 / 摂津市 / 高石市 / 東大阪市 / 交野市**【6級地】**岸和田市 / 泉大津市 / 貝塚市 / 泉佐野市 / 富田林市 / 河内長野市 / 和泉市 / 柏原市 / 羽曳野市 / 藤井寺市 / 泉南市 / 大阪狭山市 / 阪南市 / 島本町 / 豊能町 / 能勢町 / 忠岡町 / 熊取町 / 田尻町 / 岬町 / 太子町 / 河南町 / 千早赤阪村
兵庫県	**【3級地】**芦屋市**【4級地】**神戸市 / 西宮市 / 宝塚市**【5級地】**尼崎市 / 川西市 / 三田市 / 伊丹市**【6級地】**明石市 / 猪名川町**【7級地】**姫路市 / 加古川市 / 三木市 / 高砂市 / 小野市 / 加西市 / 丹波篠山市 / 加東市 / 稲美町 / 播磨町
奈良県	**【6級地】**奈良市 / 大和郡山市 / 生駒市**【7級地】**大和高田市 / 天理市 / 橿原市 / 桜井市 / 御所市 / 香芝市 / 葛城市 / 宇陀市 / 平群町 / 三郷町 / 斑鳩町 / 安堵町 / 川西町 / 三宅町 / 田原本町 / 上牧町 / 王寺町 / 広陵町 / 河合町 / 山添村 / 曽爾村 / 明日香村
和歌山県	**【7級地】**和歌山市 / 橋本市 / 紀の川市 / 岩出市 / かつらぎ町
岡山県	**【7級地】**岡山市
広島県	**【5級地】**広島市 / 府中町**【7級地】**呉市 / 東広島市 / 廿日市市 / 海田町 / 熊野町 / 坂町
山口県	**【7級地】**周南市
徳島県	**【7級地】**徳島市
香川県	**【7級地】**高松市
福岡県	**【5級地】**福岡市 / 春日市**【6級地】**大野城市 / 太宰府市 / 福津市 / 糸島市 / 那珂川市 / 粕屋町**【7級地】**北九州市 / 飯塚市 / 筑紫野市 / 古賀市
長崎県	**【7級地】**長崎市

© LITALICO Inc.

1単位の単価を調べよう

事業所所在地の地域区分がわかったら、1単位の単価がわかります。

【B型】地域区分ごとの1単位の単価

地域区分	1単位の単価
1級地	**11.14円**
2級地	**10.91円**
3級地	**10.86円**
4級地	**10.68円**
5級地	**10.57円**
6級地	**10.34円**
7級地	**10.17円**
その他	**10円**

© LITALICO Inc.

B型の基本報酬

© LITALICO Inc.

2つの報酬体系と基本報酬の関係

就労継続支援B型の報酬体系には2つの報酬体系があり、事業所が選択します。

平均工賃月額に応じて評価する報酬体系

利用者に支給した工賃の平均額が高いほど基本報酬の単位数が上がる報酬体系です。基本報酬の単位数は**「職員配置」「定員数」「平均工賃月額」**の3つの要素で決まります。

基本報酬として
就労継続支援B型サービス費Ⅰ～Ⅲを
算定します。

利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系

基本報酬の単位数は**「職員配置」と「定員数」**で決まり、平均工賃月額とは連動しません。地域協働やピアサポートなどの活動に対して加算が得られます。

基本報酬として
就労継続支援B型サービス費Ⅳ～Ⅵを
算定します。

Check!

基本報酬の単位数は、**「平均工賃月額に応じて評価する報酬体系」の方が高く設定されています。**

© LITALICO Inc.

「定員数」「職員配置」とは

定員数と職員配置は「平均工賃月額に応じて評価する報酬体系（B型サービス費Ⅰ～Ⅲ）」「利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系（B型サービス費Ⅳ～Ⅵ）」のどちらにも影響します。

定員数による区分

就労継続支援B型サービス費Ⅰ～Ⅵはそれぞれ、事業所の定員数によって、さらに5つに区分されます。どの区分になるかは**行政に届け出ている定員数**で決まります。

定員数が少ない区分ほど高い単位数が設定されています。

＜定員数の区分＞

- 定員20人以下
- 定員21人以上40人以下
- 定員41人以上60人以下
- 定員61人以上80人以下
- 定員81人以上

職員配置による区分

職員を手厚く配置するほど基本報酬の単位数が上がります。「前年度の平均利用人数」と「職業指導員・生活支援員の合計人数」の比率で3つの区分に分かれています。

前年度の平均利用人数 ： 職業指導員・生活支援員の合計人数（常勤換算）

- **6:1以上**　就労継続支援B型サービス費Ⅰまたは Ⅳを算定
- **7.5:1以上**　就労継続支援B型サービス費Ⅱまたは Ⅴを算定
- **10:1以上（基準上の最低限の人数）**
  就労継続支援B型サービス費Ⅲ
  または Ⅵを算定

© LITALICO Inc.

「平均工賃月額」とは

平均工賃月額による区分

平均工賃月額に応じて評価する報酬体系（B型サービス費Ⅰ～Ⅲ）のみに関係する区分です。前年度の平均工賃月額によって8段階に分かれ、平均工賃月額が高いほど基本報酬の単位数も高くなります。

前年度の平均工賃月額の計算方法

1. 前年度における工賃支払い総額を算出
2. 前年度における開所日1日あたりの平均利用者数を算出

   前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数
3. 1人あたりの平均工賃月額を算出

   前年度の工賃支払総額（①の値）÷1日当たりの平均利用者数（②の値）÷12か月

一般就労中に一時的に事業所を利用する人は平均工賃月額の計算から除外します。

Check!

開業時の平均工賃月額はどうなる？

開業時には前年度の実績がありません。そのため4月開業の場合※、初年度は「1万円未満」の区分で算定します。ただし開業後6か月経過後から年度末までは、6か月間の平均工賃月額が1万円以上になる場合、それに応じた区分を算定できます。※4月以外の開業の場合、2年度目も「1万円未満」になります。

© LITALICO Inc.

令和8（2026）年度臨時報酬改定による変更点

施行：令和8年6月

令和8（2026）年2月に厚生労働省より「令和８年度障害福祉サービス等報酬改定」が発表されました。令和6年度の報酬改定以降に見られる**障害福祉サービス等に係る予算額の増加**や、**人材確保の課題**、**サービスの質の低下**を解消するための施策として、令和9年度の改定を待たず、**臨時応急的に実施が決定したものです。**

就労継続支援B型の基本報酬区分にも見直しが入り、今回の改定は、令和6年度の報酬改定において導入された新しい算定方式を運用した結果、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加している状況になったことで、それを是正するために実施されます。

この新しい算定方式は障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる事業所があることを考慮したものでしたが、結果として平均工賃月額が**約6,000円上昇**する結果となっています。

就労継続支援B型は平均工賃月額を元にした基本報酬区分が設定されているため、今回の改定では上昇幅に合わせて基準となる平均工賃月額を引き上げる対応が行われます。

1. **従来の算定区分の基準となる平均工賃月額を3,000円引き上げ**
2. **基本報酬の減少額が3%に収まるように中間的な区分を新設**
   ※新区分については後述
3. **令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く**

© LITALICO Inc.

令和8年6月から報酬区分が変わる事業所とは

以下に該当する事業所は、見直された新たな報酬区分が適用されます。

令和8年度から基本報酬の区分が変わる事業所

就労継続支援B型サービス費Ⅰ～Ⅲを算定している事業所のうち、令和6年度以降でサービス費の算定区分が上がった事業所

上記以外の事業所については、区分の変更はありません

© LITALICO Inc.

B型の基本報酬単位数（報酬区分が変わる就労継続支援B型）

平均工賃月額に応じた報酬体系（就労継続支援B型サービス費Ⅰ）の単位数（定員20人以下）

		従来		改定後	
サービス費	職員配置	前年度の平均工賃月額	単位数	前年度の平均工賃月額	単位数
Ⅰ	6:1 以上	（一）4.5万円以上	837単位/日	（一）4.8万円以上	837単位/日
				（Ａ）4.5万円以上4.8万円未満	812単位/日
		（二）3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日	（二）3.8万円以上4.5万円未満	805単位/日
				（Ｂ）3.5万円以上3.8万円未満	781単位/日
		（三）3万円以上3.5万円未満	758単位/日	（三）3.3万円以上3.5万円未満	758単位/日
				（Ｃ）3万円以上3.3万円未満	738単位/日
		（四）2.5万円以上3万円未満	738単位/日	（四）2.8万円以上3万円未満	738単位/日
				（Ｄ）2.5万円以上2.8万円未満	726単位/日
		（五）2万円以上2.5万円未満	726単位/日	（五）2.3万円以上2.5万円未満	726単位/日
				（Ｅ）2万円以上2.3万円未満	705単位/日
		（六）1.5万円以上2万円未満	703単位/日	（六）1.8万円以上2万円未満	703単位/日
				（Ｆ）1.5万円以上1.8万円未満	682単位/日
		（七）1万円以上1.5万円未満	673単位/日	（七）1万円以上1.5万円未満	673単位/日
		（八）1万円未満	590単位/日	（八）1万円未満	590単位/日

※ 定員21人以上については厚生労働省の資料をご確認ください。

障害福祉サービス費等の報酬算定構造 p.25～

© LITALICO Inc.

B型の基本報酬単位数（報酬区分が変わる就労継続支援B型）

平均工賃月額に応じた報酬体系（就労継続支援B型サービス費Ⅱ）の単位数（定員20人以下）

		従来		改定後	
サービス費	職員配置	前年度の平均工賃月額	単位数	前年度の平均工賃月額	単位数
Ⅱ	7.5:1 以上	（一）4.5万円以上	748単位/日	（一）4.8万円以上	748単位/日
				（Ａ）4.5万円以上4.8万円未満	726単位/日
		（二）3.5万円以上4.5万円未満	716単位/日	（二）3.8万円以上4.5万円未満	716単位/日
				（Ｂ）3.5万円以上3.8万円未満	695単位/日
		（三）3万円以上3.5万円未満	669単位/日	（三）3.3万円以上3.5万円未満	669単位/日
				（Ｃ）3万円以上3.3万円未満	649単位/日
		（四）2.5万円以上3万円未満	649単位/日	（四）2.8万円以上3万円未満	649単位/日
				（Ｄ）2.5万円以上2.8万円未満	637単位/日
		（五）2万円以上2.5万円未満	637単位/日	（五）2.3万円以上2.5万円未満	637単位/日
				（Ｅ）2万円以上2.3万円未満	618単位/日
		（六）1.5万円以上2万円未満	614単位/日	（六）1.8万円以上2万円未満	614単位/日
				（Ｆ）1.5万円以上1.8万円未満	596単位/日
		（七）1万円以上1.5万円未満	584単位/日	（七）1万円以上1.5万円未満	584単位/日
		（八）1万円未満	537単位/日	（八）1万円未満	537単位/日

※ 定員21人以上については厚生労働省の資料をご確認ください。

障害福祉サービス費等の報酬算定構造 p.25～

© LITALICO Inc.

B型の基本報酬単位数（報酬区分が変わる就労継続支援B型）

平均工賃月額に応じた報酬体系（就労継続支援B型サービス費III）の単位数（定員20人以下）

		従来		改定後	
サービス費	職員配置	前年度の平均工賃月額	単位数	前年度の平均工賃月額	単位数
III	10:1 以上	（一）4.5万円以上	682単位/日	（一）4.8万円以上	682単位/日
				（Ａ）4.5万円以上4.8万円未満	662単位/日
		（二）3.5万円以上4.5万円未満	653単位/日	（二）3.8万円以上4.5万円未満	653単位/日
				（Ｂ）3.5万円以上3.8万円未満	634単位/日
		（三）3万円以上3.5万円未満	611単位/日	（三）3.3万円以上3.5万円未満	611単位/日
				（Ｃ）3万円以上3.3万円未満	594単位/日
		（四）2.5万円以上3万円未満	594単位/日	（四）2.8万円以上3万円未満	594単位/日
				（Ｄ）2.5万円以上2.8万円未満	577単位/日
		（五）2万円以上2.5万円未満	572単位/日	（五）2.3万円以上2.5万円未満	572単位/日
				（Ｅ）2万円以上2.3万円未満	557単位/日
		（六）1.5万円以上2万円未満	557単位/日	（六）1.8万円以上2万円未満	557単位/日
				（Ｆ）1.5万円以上1.8万円未満	541単位/日
		（七）1万円以上1.5万円未満	532単位/日	（七）1万円以上1.5万円未満	532単位/日
		（八）1万円未満	490単位/日	（八）1万円未満	490単位/日

※ 定員21人以上については厚生労働省の資料をご確認ください。
障害福祉サービス費等の報酬算定構造 p.25～

© LITALICO Inc.

報酬区分が変わらない事業所とは

p16でご説明した通り、「就労継続支援B型サービス費Ⅰ～Ⅲを算定している事業所のうち、令和6年度以降でサービス費の算定区分が上がった事業所」以外の加算区分は変わりません。

基本報酬の区分が変わらない事業所

- 令和6年度以降で算定区分が上がっていない事業所
- 算定区分七・八に該当する事業所

© LITALICO Inc.

B型の基本報酬単位数（報酬区分が変わらない就労継続支援B型）

平均工賃月額に応じた報酬体系（就労継続支援B型サービス費Ⅰ～Ⅲ）の単位数（定員20人以下）

サービス費	職員配置	前年度の平均工賃月額	単位数
Ⅰ	6:1 以上	（一）4.5万円以上	837単位/日
		（二）3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
		（三）3万円以上3.5万円未満	758単位/日
		（四）2.5万円以上3万円未満	738単位/日
		（五）2万円以上2.5万円未満	726単位/日
		（六）1.5万円以上2万円未満	703単位/日
		（七）1万円以上1.5万円未満	673単位/日
		（八）1万円未満	590単位/日
Ⅱ	7.5:1 以上	（一）4.5万円以上	748単位/日
		（二）3.5万円以上4.5万円未満	716単位/日
		（三）3万円以上3.5万円未満	669単位/日
		（四）2.5万円以上3万円未満	649単位/日
		（五）2万円以上2.5万円未満	637単位/日
		（六）1.5万円以上2万円未満	614単位/日
		（七）1万円以上1.5万円未満	584単位/日
		（八）1万円未満	537単位/日
Ⅲ	10:1 以上	（一）4.5万円以上	682単位/日
		（二）3.5万円以上4.5万円未満	653単位/日
		（三）3万円以上3.5万円未満	611単位/日
		（四）2.5万円以上3万円未満	594単位/日
		（五）2万円以上2.5万円未満	572単位/日
		（六）1.5万円以上2万円未満	557単位/日
		（七）1万円以上1.5万円未満	532単位/日
		（八）1万円未満	490単位/日

平均工賃月額が高いほど単位数も上がります



※ 定員21人以上については厚生労働省の資料をご確認ください。

障害福祉サービス費等の報酬算定構造 p.25～

© LITALICO Inc.

B型の基本報酬単位数（報酬区分が変わらない就労継続支援B型）

利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系
（就労継続支援B型サービス費Ⅳ～Ⅵ）の単位数（定員20人以下）

サービス費	職員配置	単位数
Ⅳ	6:1 以上	584単位/日
Ⅴ	7.5:1 以上	530単位/日
Ⅵ	10:1 以上	484単位/日

平均工賃月額は
関係ありません



※ 定員21人以上については厚生労働省の資料をご確認ください。
障害福祉サービス費等の報酬算定構造 p.25～

© LITALICO Inc.

B型の加算一覧

© LITALICO Inc.

就労継続支援B型の加算①

「加算」は要件を満たすことで基本報酬とは別に得られます。加算の活用は、サービス品質の向上だけでなく事業所の売り上げ向上にも繋がります。

ここでは就労継続支援B型が算定できるすべての加算を紹介します。気になる加算があったら、詳しい要件を調べてみましょう。

初期加算

利用者が利用開始してから暦日で30日以内の基本報酬に上乗せできる加算です。

欠席時対応加算

利用予定だった利用者が急病などで欠席となった場合に、本人や家族に実施した連絡調整・相談援助に対する加算です。

福祉専門職員配置等加算

質の高い支援員の確保とサービス向上を目的とした加算です。所定の資格を持つ職員や常勤職員の割合によってⅠ～Ⅲの3段階に分かれます。

© LITALICO Inc.

就労継続支援B型の加算②

目標工賃達成指導員配置加算

工賃向上計画を作成し、目標工賃の達成に取り組む職員を配置した場合の加算です。**就労継続支援B型サービス費ⅠまたはⅣを算定する事業所が対象です。**

目標工賃達成加算

目標工賃達成指導員配置加算の対象となる事業所が、工賃向上計画に掲げた工賃目標を達成した場合の加算です。**就労継続支援B型サービス費ⅠまたはⅣを算定する事業所が対象です。**

訪問支援特別加算

継続的に通っていた利用者に休みが続いたときに、職員が利用者の家を訪問して相談援助を実施した場合の加算です。

食事提供体制加算

収入が一定額以下の利用者に、要件を満たして食事を提供した場合の加算です。

© LITALICO Inc.

就労継続支援B型の加算③

送迎加算

利用者の自宅や最寄り駅、集合場所などまで送迎した場合の加算です。

就労移行連携加算

B型の利用者が就労移行支援の利用を始めるにあたって、就労移行支援事業所との連絡調整や相談支援事業所への情報提供などを実施した際の加算です。

就労移行支援体制加算

B型の利用者が企業などに就職し、1人以上が前年度中に勤務継続6か月以上を迎えると算定できる加算です。
適正な制度運営のため、令和8（2026）年度臨時報酬改定で条件・制限がより明確化されました。

医療連携体制加算

連携医療機関または直接雇用する看護職員が、利用者の看護や職員の指導を実施した場合などの加算です。

© LITALICO Inc.

就労継続支援B型の加算④

利用者負担上限額管理加算

利用料の自己負担が発生する利用者が他のサービスを併用するときに、「利用者負担の上限額管理事務」を担当する事業所が算定できる加算です。

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

視覚や聴覚、言語機能など意思疎通に関する支援体制への加算です。視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者の割合と、それに対する点字の指導、点訳、歩行支援、手話通訳などの専門性をもつ支援員の割合が要件です。IとIIの2種類があります。

高次脳機能障害者支援体制加算

高次脳機能障害のある人への専門的な支援を評価する加算です。高次脳機能障害がある利用者が全体の利用者数の30%以上で、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を50:1以上で配置している場合に算定できます。

重度者支援体制加算

前年度の利用者の中に、障害基礎年金1級を受給する利用者が一定数以上いた場合の加算です。

© LITALICO Inc.

就労継続支援B型の加算⑤

社会生活支援特別加算

少年院や刑務所を退所した利用者や医療観察法の対象である利用者などに、研修や職員体制などの要件を満たす事業所がサービス提供した際の加算です。

集中的支援加算

強度行動障害がある利用者の状態が悪化した場合に、「広域的支援人材」を事業所に招くかオンラインを活用して集中的な支援を行った場合の加算です。

在宅時生活支援サービス加算

在宅でサービス提供を受けるにあたって居宅介護や重度訪問介護が必要な利用者に、事業所がその費用を負担した場合の加算です。

緊急時受入加算

障害の特性に起因する緊急事態などの際、夜間に支援を行うと算定できます。**地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、普段から連携調整に従事する者を配置する通所系サービスが対象です。**

© LITALICO Inc.

就労継続支援B型の加算⑥

ピアサポート実施加算

ピアサポート研修を修了した障害のある（あった）職員などを所定の要件を満たすように配置して支援を実施した場合の加算です。**就労継続支援B型サービス費Ⅳ～Ⅵを算定する事業所が対象です。**

地域協働加算

生産活動の一環として地元企業や自治体、住民などと協働し、その取組みをWebなどで公表した場合の加算です。**就労継続支援B型サービス費Ⅳ～Ⅵを算定する事業所が対象です。**

障害福祉サービスの体験利用支援加算

利用者が地域移行支援を通じて障害福祉サービスを体験利用した際に算定できる加算です。**指定障害者支援施設である事業所のみが対象で、障害福祉サービスの就労継続支援B型事業所には適用されません。**

処遇改善加算

職員の賃金向上を目的とした加算で、他の加算とは仕組みが大きく異なります。正式には「福祉・介護職員等処遇改善加算」といいます。令和8（2026）年度の臨時報酬改定で、新たな区分の新設、対象の拡大などの見直しがおこなわれました。

© LITALICO Inc.

B型の減算一覧

© LITALICO Inc.

就労継続支援B型の減算①

事業所が指定基準を満たさない状態が一定の条件に当てはまると、報酬が減算され、満額請求できなくなります。ここでは、就労継続支援B型事業に適用されるすべての減算を紹介します。

サービス管理責任者欠如減算

サービス管理責任者が人員配置基準を満たさない状態が、一定以上続いたときに適用されます。

サービス提供職員欠如減算

生活支援員・職業指導員の人数が基準を満たさない状態で、一定の条件に該当すると適用されます。

定員超過利用減算

利用数の定員超過が一定の条件に当てはまると適用されます。

個別支援計画未作成減算

個別支援計画が存在しない期間が一定以上続いたり、作成プロセスに不備があったりすると適用されます。

短時間利用減算

原則として、直近3か月の平均利用時間が4時間未満の利用者が全体の50%以上を占める場合に適用されます。

© LITALICO Inc.

就労継続支援B型の減算②

身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化へ向けた要件を満たさない場合に適用されます。

虐待防止措置未実施減算

障害者虐待防止措置を未実施の場合に適用されます。

業務継続計画未策定減算

感染症または非常災害のいずれか、または両方の業務継続計画（BCP）が未策定の場合に適用されます。

情報公表未報告減算

障害福祉サービス等情報公表システム上で未報告の場合に適用されます。

© LITALICO Inc.

スムーズに請求するポイント

© LITALICO Inc.

スムーズに報酬請求するために

報酬の請求はとても神経を使う業務です。チェックには手間と時間がかかりますが、ミスがあると後々さらに大変になります。ぜひミスが発生しづらいような体制づくりを工夫してください。

☑ 要件をしっかり確認しましょう

要件を満たさないのに基本報酬や加算を算定したり、減算に該当するのに減算していなかったりすると、報酬を返還する手続きが必要になります。また、悪質とみなされると厳しい処分もありえます。

詳しい要件を調べるには厚生労働省や指定権者のWebサイト、集団指導の資料などのほか、最新版の『障害者総合支援法　事業者ハンドブック　報酬編』（中央法規出版）がおすすめです。

☑ 加算によっては事前の届出が必要です

加算によっては事前に指定権者に届出が必要なものもあります。届出をしないと算定できないので注意しましょう。また、届出した加算で要件を満たさなくなった場合は、その日から加算の算定をストップし、速やかに変更の届出をする必要があります。

☑ ミスがあったら、返戻（へんれい）や過誤の手続きをしましょう

請求内容にミスがあると請求情報の修正や取り下げ、返金などが発生します。これらの手続きが「返戻」や「過誤」で、以下のガイドブックで解説しています。詳しく知りたい方は、必要事項を入力の上、ダウンロードしてご活用ください。

『障害福祉サービスのための返戻・過誤対応ガイド』（無料）をもらう

QRコードからも↑
請求いただけます

© LITALICO Inc.

スムーズに報酬請求するために

☑ 確認の時間を確保しましょう

担当者が落ち着いて請求内容を確認できる時間やダブルチェックする時間を取りましょう。日次や月次の予定として請求業務にあてる時間をあらかじめ確保しておくのもおすすめです。

☑ 忙しい場合・未経験の場合は、民間の請求ソフトも検討しましょう

請求は月末月初の業務を圧迫するため、できるだけ効率化しましょう。民間の報酬請求ソフトには、**使いやすい画面や書類作成などの便利な機能**があります。事業所に合いそうなソフトで無料体験してみましょう。

事業所に合う請求ソフトを選ぶための４つのポイント

1. **最新の報酬改定に対応しているか**
   まずは最新の報酬改定に対応しているソフトに絞りましょう。
2. **機能は使いこなせそうか**
   一般的に多機能なほど高価格になります。必要な機能があることはもちろん、不要な機能がないことも重要です。事業所にとって「ちょうどいい」ものを選びましょう。
3. **予算は合うか**
   経営の負担にならない金額に収めましょう。
4. **カスタマーサポートは充実しているか**
   電話がつながりやすいカスタマーサポート体制があるか確認しましょう。

© LITALICO Inc.

3 ステップ で国保連請求『かんたん請求ソフト』

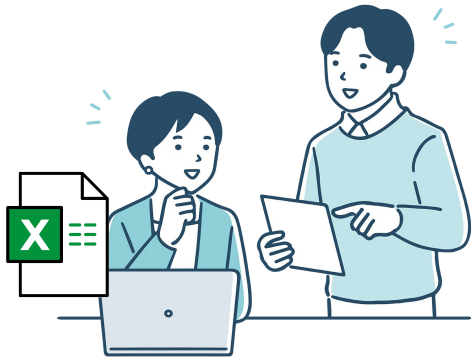

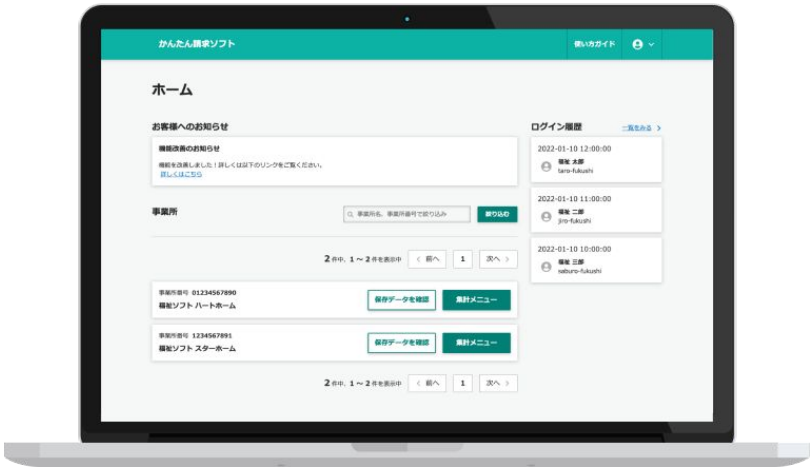



1 エクセルに実績を入力

2 請求ソフトにエクセルを登録

3 請求ファイルが自動で完成！

かんたん請求ソフトは 継続率 99.7%！ その理由とは？

※1

業務時間が減るから

国保連の無料ソフトに比べて
請求業務の時間を
50%削減 ※2

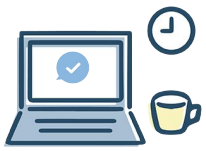

業務の手間が減るから

必要な帳票類を
自動で作成



使いこなせるから

サポート電話がつながる！
応対率 **98%** ※3



※1 2024年3月時点　※2 国保連の簡易入力システムとかんたん請求ソフトで請求業務にかかる時間を比較。2023年3月当社調べ　※3 2024年9月時点

© LITALICO Inc.

LITALICO仕事ナビは、利用者募集・請求業務・運営ノウハウをまるごとサポート！

LITALICO仕事ナビは事業所の３つの悩みを**まるごと解決**します。

悩み①
利用者が集まらない

日本最大級の事業所情報発信サイトに掲載できる



※1 2022年6月時点

悩み②
請求業務が不安

『かんたん請求ソフト』機能を追加料金無しで利用可能



『かんたん請求ソフト』のみを単体でご契約いただくことも可能です。
※2 2024年3月時点

悩み③
運営ノウハウが足りない

200種類を超える研修教材が使い放題



※ 2023年7月時点

© LITALICO Inc.

まずはお気軽にお問い合わせください

LITALICO仕事ナビの
まるごとサポートが
気になる方



利用者募集・請求業務・運営ノウハウをまるごとサポートする『LITALICO仕事ナビ』に興味がある方はこちらからお問い合わせください。

相談してみる ＞

『かんたん請求ソフト』が
気になる方



『かんたん請求ソフト』のみのご利用も可能です。

すべての機能を**60日間無料**でお試しいただけます。

無料体験してみる ＞

© LITALICO Inc.

かんたん
請求ソフト

国保連請求なら「かんたん請求ソフト」

✔ わかりやすい操作で、はじめての請求も安心！

✔ らくらく帳票作成で業務を効率化

＼ クリック ／

無料で体験・相談してみる ＞

お申し込み・お問い合わせ

area@snabi.jp

※ ご連絡いただいた個人情報は、株式会社LITALICOの個人情報保護方針の定め等およびプライバシーポリシーに則って利用されます。
以下に同意の上お申込み・お問い合わせください。

個人情報保護方針の定め等　https://litalico.co.jp/privacy/
プライバシーポリシー　https://litalico.co.jp/policy/

かんたん請求ソフト

かんたん請求ソフト
無料体験・相談お申込み

© LITALICO Inc.